守口市商業振興事業支援補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、市内の中小商業者及びその団体が消費者の利便性の向上及び集客力の拡大を図るため実施する事業（以下「事業」という。）に係る経費の一部を、予算の範囲内で補助する守口市商業振興事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、中小商業者及びその団体の育成を図り、もって地域商業の振興に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　中小商業者　法人又は個人であって、卸売業又は小売業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Ｉ―卸売業、小売業に分類される事業をいう。以下同じ。）を営んでいるものをいう。

(２)　法人　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる中小企業者である法人をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の４第21項各号に掲げる法人及び国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人を除く。

(３)　個人　中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小企業者である個人事業主をいう。

(４)　ＥＣサイト　インターネット上で電子商取引のサービスを提供するウェブサイトをいう。

（対象団体等）

第３条　次条第１号から第５号までに掲げる事業（以下「イベント等」という。）に係る補助の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する市内の団体とする。

(１)　守口市商業連盟

(２)　商店会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等当該地域において小売商業その他の事業を営む者が協同して経済事業等を行う組織

(３)　法人又は非法人組織の個人商店からなる団体及びその連合組織（構成店舗数が10に満たないものを除く。）

(４)　その他市長が特に認める中小商業者の団体

２　次条第６号に掲げる事業に係る補助の対象となる者は、市内に事業所を有し、かつ、市内で卸売業又は小売業を営んでいる中小商業者とする。

　（補助事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(１)　 地域住民の参画を得て行う地域のにぎわいの創出又は市内商業の活性化に関する事業（同一の内容の事業を年に複数回実施する場合は、これらを１の事業とする。）であって、アからウまでに掲げる要件を満たすもの（別表において「イベント」という。）

　　　ア　当該事業の情報をソーシャル・ネットワーキング・サービス、ホームページ等に掲載していること。

　　　イ　当該事業の情報を情報誌又はマスメディアに取り上げられていること。

　　　ウ　当該事業において、守口市シンボルキャラクターのデザインを使用することその他の市のＰＲを行うこと。

(２)　守口市商業連盟が、市内における商業の活性化及び市民の消費生活の充実を図るために、市内の各地において、特定の期間に行う事業（別表において「商業まつり」という。）

(３)　中小企業者の経営能力の向上又は魅力ある商店及び商店街の形成のために実施する、中小商業者を対象とする講座又は研修に関する事業（別表において「人材育成事業」という。）

(４)　商店街等への来訪者を増加させるために行うインターネット等による情報発信に関する事業（別表において「情報発信事業」という。）

(５)　大学その他の教育施設と連携して行う商店街等の活性化に関する事業（別表において「産学連携事業」という。）

(６)　ＥＣサイトを新しく開設する事業（以下「ＥＣサイト新規開設事業」という。）

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表の定めるところによるものとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ守口市商業振興事業支援補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(１)　イベント等に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア　事業計画書

イ　補助事業の決定に係る申請者の会議の議事録の写し

ウ　定款（任意団体にあっては会則）並びに役員及び会員の名簿

エ　アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(２)　ＥＣサイト新規開設事業に係る補助金の交付を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア　事業計画書

イ　業種が確認できる書類の写し

ウ　見積書及び仕様書の写し

エ　アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、守口市商業振興事業支援補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

　（交付申請の内容の変更）

第８条　申請者は、前条に規定する交付決定があった後で、第６条の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、守口市商業振興事業支援補助金交付申請内容変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、守口市商業振興事業支援補助金交付申請内容変更承認通知書により、申請者に通知するものとする。

　（実績報告）

第９条　申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(１)　実績報告書

(２)　当該補助事業に係る収支決算書

(３)　当該補助事業に係る領収書の写し

(４)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか審査し、適合であると認めたときは、補助金の額を確定し、速やかに守口市商業振興事業支援補助金確定通知書により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付の請求）

第１１条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに守口市商業振興事業支援補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１２条　市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

　（補助金の交付決定の取消し）

第１３条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　不正な手続により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付目的以外に使用したとき。

(３)　その他この要綱に違反したとき。

　（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

　（補則）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成13年６月１日から施行する。

　（研修及び講習会に係る補助金交付要綱の廃止）

２　研修及び講習会に係る補助金交付要綱（昭和63年４月１日制定）は、廃止する。

　（守口市商店街等活性化計画策定に係る補助金交付要綱の廃止）

３　守口市商店街等活性化計画策定に係る補助金交付要綱（平成５年４月１日制定）は、廃止する。

附　則

　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成17年７月12日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成21年１月15日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成30年６月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月13日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年６月27日から施行する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| イベント | 広告宣伝費、材料費、会場借上料、レンタル料、外部専門家の謝金、委託料 | 50パーセント以内 | 300,000円 |
| 商業まつり | 1,000,000円 |
| 人材育成事業 | 250,000円 |
| 情報発信事業 |
| 産学連携事業 |
| ＥＣサイト新規開設事業 | 新たにＥＣサイトを開設するために必要となるコンテンツ製作費、プロバイダー契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、独自ドメイン取得料、ＥＣサイト内のページの翻訳料、ＥＣサイト作成ソフト購入費及び委託料並びにＥＣサイト開設に係るセミナー受講料 | 150,000円 |

備考

　　１　補助金の額は、補助事業の区分に応じ、補助対象経費からこの要綱の規定による補助金以外の補助事業に係る補助金、助成金その他の収入を控除した額に上記補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、１の会計年度において、対象団体ごとに補助限度額を超えることができない。

　　２　備考１の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。